



児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届を忘れずに！

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方は、毎年8月に「現況届」を提出しなければなりません。この届けは、8月1日現在の所得状況と子どもの状況を確認し、引き続き手当を受給できるかどうかを確認するためのものですので、必ず提出してください。

また、現況届を提出せず2年を経過すると、時効となり手当を受ける資格がなくなりますのでご注意ください。

受付期間 《児童扶養手当受給者》 8月4日（水）～8月31日（火）

《特別児童扶養手当受給者》 8月12日（木）～9月3日（金）

※土・日・祝日を除く

受付時間 8：30～17：00（12：00～13：00を除く）

※届けは、必ず受給者本人が行ってください。代理人での受付はできません。

受付場所 福祉課 地域福祉係

持ち物 証書、印鑑、各種添付書類 ※必要書類は通知書に記載されています。

児童扶養手当とは・・・

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

特別児童扶養手当とは・・・

母子及び父子家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るための事業です。

お問い合わせ：福祉課 地域福祉係 ☎ 966-1207

国民健康保険税収納対策緊急プラン

安心して医療が受けられる国民健康保険制度の維持と、財源の安定化を図ることを目的として、下記のとおりの国民健康保険税収納対策緊急プランを実施していきます。

- 他保険加入者の把握に努め、早期に資格喪失届の提出を推奨します。
- 広報誌やホームページ等を活用し、国保制度及び納付期限内納付の周知に努める。
- 療養費等の現金給付の申請時に、未納税への充当を含めた納税相談を行う。
- ペイジー口座振替受付サービスにより新規加入時に窓口での口座振替勧奨を行う。
- コンビニ収納やPayPay請求書払いなど納税者の利便性の向上を図る。
- 滞納世帯の状況を分析し、生活困窮世帯の発見に努め、他制度へ繋げる等、他係との連携を密にしきめ細やかな対応に努める。
- 預貯金調査、給与、不動産、国税還付金等の調査を行い、資力の確認に努め、滞納処分を効率よく行う。

恩納村国民健康保険税収納対策緊急プランより抜粋

お問い合わせ：健康保険課 国保係 ☎ 966-1217